

平成30年1月22日

保護者様

岐阜県立岐南工業高等学校長

インフルエンザによる出席停止について（依頼）

厳寒の候 保護者の皆様には、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は本校の学校保健活動に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、インフルエンザは学校保健安全法により学校感染症に指定されており、お子様が感染された場合は出席停止となります。出席停止期間は、下記のとおり「発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで」とされています。この期間は欠席扱いになりませんので、治療に専念していただくようお願いいたします。

つきましては、医療機関でインフルエンザと診断された場合には、学校（担任）に連絡をしてください。「学校感染症（第2・3種）の診断書及び証明書」で医師による証明を受けていただき、学校への御提出をお願いします。（お子様が登校後でも構いません。証明を受けるために医療機関に行かれる場合は出席停止になりませんので御注意ください。）

なお、平成30年1月12日に岐阜県全域にインフルエンザ警報が発令されました。インフルエンザの流行は1月から2月にかけてピークを迎えるとされており、御家庭におかれましても十分な予防対策に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 インフルエンザ出席停止期間早見表

		発症日	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後6日目	発症後7日目	発症後8日目
例1	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例2	発症後4日目に解 熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
例3	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

2 「学校感染症（第2・3種）の診断書及び証明書」（裏面図1）について

（1）医療機関によって料金が発生する場合がございます。料金は個人負担となりますので予め御承知おきください。

（2）学校でお渡しすることもできます。[本校のホームページからダウンロード](#)することもできます。

岐阜県立岐南工業高等学校	
担当者	養護教諭 佐野・高橋
TEL	058-271-3151